平成２２年３月９日発行

岐阜アグリ

平成21年度
vol.12
最終号

マネージメント通信

■編集・発行 岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎２階　☎058-268-2527

平成22年度担い手関連予算の概要

平成２２年度の農林水産関係予算のうち、担い手関連予算については、重点施策として「戸別所得補償制度のモデル対策」の予算が要求どおり満額確保（５，６１８億円）された反面、その他の担い手関連予算については、ほとんどが昨年１１月に実施された行政刷新会議の「事業仕分け」によって「廃止」や「見直し」などとされました。

特に、認定農業者、集落営農組織等の意欲と能力のある担い手への効率的かつ一体的な支援を目的として担い手育成総合支援協議会が実施してきた「担い手アクションサポート事業」が予算措置されず、本県においても、①ぎふ・アグリ・マネージメント・スクールの開催、②農業経営改善スペシャリストの地域派遣、③本情報紙「岐阜アグリマネージメント通信」の発行、④認定農業者、集落営農組織等の法人化助成等については、残念ながら継続実施することができなくなりました。

幸い、本県においては、県単の補助事業「担い手協議会活動事業」の予算を確保いただいたため、ぎふ・アグリ・マネージメント・スクールの開催など最低限必要な担い手の育成確保や経営改善のための支援を行うこととしています。

戸別所得補償モデル対策の概要

平成２２年度においては、２３年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けた「モデル対策」として、①自給率向上のための戦略作物等への直接助成②自給率向上を図るための水田農業経営への助成が行われます。

■水田利活用自給力向上事業

この事業の内容は？

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農組織に対して支援

事業に取り組める方は？

実需者と出荷販売契約を取り交わすこと等捨てづくり防止の要件を満たし、交付対象作物を生産する販売農家・集落営農組織

交付単価（全国一律）

作　物　名	単　価
麦、大豆、飼料作物	３万５千円／１０a
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、ＷＣＳ用稲）	８万円／１０a
そば、なたね、加工用米	２万円／１０a
その他作物（都道府県単位で単価設定可能）	１万円／１０a
二毛作助成（主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組合せ）	１万５千円／１０a

■米戸別所得補償モデル事業

この事業の内容は？

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農組織に対して、主食用米の作付面積**１０ａ当たり１万５千円**を定額交付。また、米の価格が下落した場合には追加補てん。

事業に取り組める方は？

米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農組織

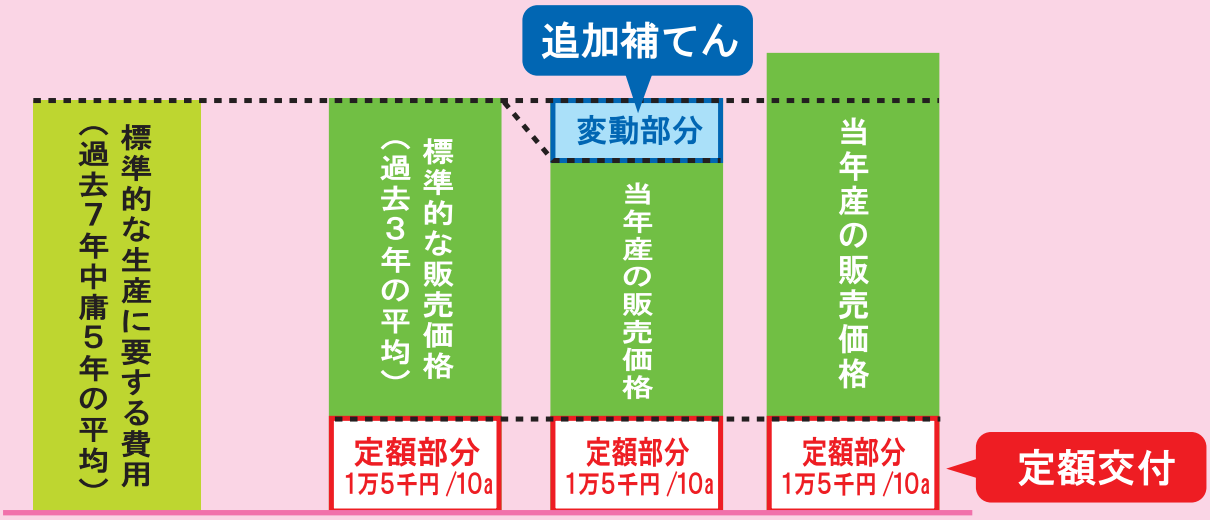

※詳細は、同封資料「戸別所得補償モデル対策の概要とポイント」をご覧下さい。

問い合わせ　■岐阜県農政部農産園芸課
水田経営担当（岡田、富田、矢島）　☎058-272-1111 内線（2867,2859）

経営体育成交付金

市町村が作成する最大３年間までの経営体育成施設整備計画（マスタープラン）に基づき、多様な経営体が必要とする農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備といったハード面での支援が行われる事業です。

①新規就農者補助事業
（対象：認定就農者となった新規就農者）
新規就農者の経営開始時に必要な機械・施設等の導入経費の**１／２以内（４百万円上限）**の助成が受けられます。

②融資主体型補助事業
（対象：認定農業者、集落営農組織等）
主に金融機関からの融資を活用して農業用機械や施設の整備等を行う場合に、融資残の自己負担部分について、最大で取得価格の**３／１０まで**の助成が受けられます。

③集落営農補助事業
（対象：集落営農組織）
集落営農組織が法人化を図るために必要な農業用機械の整備に対し、取得価格の**１／２以内**の助成が受けられます。

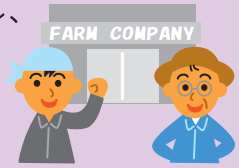

④共同利用施設補助事業
（対象：市町村，ＪＡ，農業者等で組織する団体等）
経営体が経営の高度化・複合化・多角化等に共同で取り組む際に必要となる共同利用施設の整備を取得価格の**１／２以内**の助成を受けられます。

問い合わせ		
	■岐阜県農政部農業振興課 就農支援担当（山田、犬飼、松原）	☎058-272-1111 内線（2664、2665）

農畜産業機械等リース支援事業

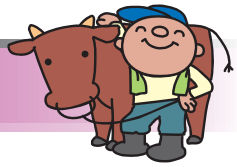

経営体の育成や畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合に、国が決定する民間団体等から農業機械等の導入に対し支援が行われます。

①経営体育成型
（対象：認定農業者、集落営農組織）
農業者が経営改善・発展に必要な農業用機械等をリースで導入する場合に、**集落営農組織ではリース料の１／２以内、認定農業者では３／１０以内**の助成が受けられます。

②畜産新規就農等支援型
（畜産部門の新規就農者等）
畜産部門の新規就農者等が必要とする農業機械等をリースで導入する場合に、リース料のうち物件購入相当の**１／２以内**の助成が受けられます。

問い合わせ		
	■岐阜県農政部農業振興課 就農支援担当（山田、松原）	☎058-272-1111 内線（2664、2665）
	■岐阜県農政部畜産課 養豚・養鶏担当（森、斉藤）	☎058-272-1111 内線（2874、2875）

資金調達の支援

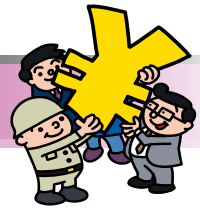

スーパーＬ資金等の金利負担軽減措置

経営改善を図るために借り入れるスーパーＬ資金及び農業近代化資金が、当初５年間の金利負担が軽減されます。

［対　象　者］認定農業者
［借入限度額］
スーパーＬ資金：個人１億円、法人３億円
農業近代化資金：個人　１千８百万円
法人　３千６百万円
※いずれの資金も５百万円以下の融資は対象外です。
［金利軽減幅］最大２％
（国と地方公共団体の利子助成により実質無利子化）

※事業の実施等についての問い合わせは下記まで。
㈱日本政策金融公庫岐阜支店　０１２０－９２６－４８３
各農業協同組合

農業改良資金関係事業

チャレンジ性のある取り組みを行う農業者が無利子で借りることができる農業改良資金の取り扱いが、平成２２年度途中から、県から㈱日本政策金融公庫に移管されます。

［対　象　者］認定農業者、主業農家等で知事の認定を受けた者
［認定の条件］農業改良措置（新作物・新技術の導入等）を実施することにより経営を改善する見込があり、かつ、その地域においてその農業改良措置を実施することが必要である場合
［貸付限度額］個人　１千８百万円
法人等　５千万円

問い合わせ　**■岐阜県農政部農業振興課**
農業共済・金融担当（渡辺、清水）　☎０５８-２７２-１１１１　内線(2670)

農地利用集積事業

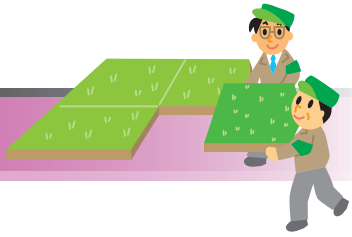

農地法等の改正により、市町村や農協等が農地所有者の委任を受け、代理者となって農地を貸し付ける「農地利用集積円滑化事業」が新たに創設されました。**この事業において、農地の賃借等を仲介する組織を「農地利用集積円滑化団体」といい、**市町村や農協などが行います。

農地利用集積円滑化事業によって利用権が設定された農地の面積に応じて、**１０ａ当たり２万円の交付金**が農地利用集積円滑化団体に対して交付されます。なお、交付金の活用方法は、農地の貸し手・借り手への奨励金、集落座談会の開催経費などです。

また、この事業で利用権設定された農地において、農地利用集積円滑化団体が畦畔除去等の小規模な基盤整備を行う場合に、必要となる経費が助成されます。

問い合わせ　**■岐阜県農政部農業振興課**
就農支援担当（山田、犬飼、松原）　☎058-272-1111 内線（2664、2665）

麦・大豆作付拡大助成事業

２１年度までの担い手経営革新促進事業及び水田等有効活用促進交付金による固定払相当額助成を統合し、水田の有効活用による食料自給率の向上を図るため、１９年産以降の麦・大豆の作付拡大に対して固定払相当額を助成します。

助成対象者

次の下記の要件をすべて満たす者
①水田経営所得安定対策の加入者
②麦・大豆の作付拡大を行う者
③は種前契約の締結、低コスト生産、捨て作り防止を実施する者　等

助成対象作物と助成単価

小麦	２万７千６百円／10ａ
六条大麦	１万８千２百円／10ａ
大豆	２万２百円／10ａ

助成面積の算出方法

助成面積　＝　Ｈ２２産麦・大豆作付面積－Ｈ１８産麦・大豆作付面積
（ただし、水稲及び緑肥作物等以外の作物からの作付転換面積を除く→水田等有効活用促進交付金と同様）

※助成を受けるためには、低コスト生産を行うこと（作物毎に国及び岐阜県担い手総合支援協議会が定める技術のうち、２技術以上を導入すること）が必要です。

問い合わせ　■岐阜県担い手育成総合支援協議会（堀口、足立）　☎ 058-268-2527

農業経営力アップ支援事業

経営管理の基本は記帳による計数管理であり、自らの経営内容を数字で把握し、経営改善に活かすことが重要です。単に税務申告のためだけなら、専門家に委託したりパソコンソフトを利用すれば簡単ですが、経営データを経営改善に活かすためには、複式簿記の仕組みを理解し、数字を読む力を身に付けることが必要です。

そこで、農業会議は県からの委託を受け、複式簿記の基礎をしっかりとマスターするための講座を開催します。

受講対象者

①認定農業者や認定志向農業者
（配偶者・後継者等含む）
②農業法人の経理担当者や従業員
③集落営農組織の代表者や経理担当者　等

講座の開催予定

県下５会場（各会場とも２０回コース）
〈岐阜、西濃、中濃〉　６～９月
〈東濃、飛騨〉　１１～２月
※定員は各会場２０人

参加費

資料代実費として、
１人当たり
３千円程度（予定）

問い合わせ　■岐阜県農業会議　担い手支援課（堀口、足立）　☎ 058-268-2527

農の雇用事業

＜農業法人等で新規雇用の場合に、研修に係る経費等の一部を助成します＞

事業の要件は？

①新たに正規の従業員を雇用し、研修を行うこと。
②新規就業者を雇用保険と労災保険に加入させること。
③農業法人のほか、個人経営者も対象となります。
④本事業と重複する他の助成（補助）を同時に受けられません。

募集期間は？

平成２２年度４月以降で、募集時期は未定。なお、日程が決まり次第農業会議のホームページ等でお知らせします。

助成内容は？

新規就業者に対する研修費用等を、月額９万７千円を上限に最長１２ヶ月間助成します。

＜対象経費＞
1.法人等の経営者や外部専門家の指導に要する経費
2.研修会等の参加に要する交通費
3.雇用保険料・労災保険料

問い合わせ　■岐阜県農業会議 農業相談室（西川、西部）　☎ 058-268-2527

かけがえのない農地を再生しましょう！

【平成２２年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】
事業対象者：農業者または農業者等の組織する団体、地域耕作放棄地（担い手）協議会

荒れた農地を再生しよう

◆再生作業：
刈払、抜根、耕起、整地　等

荒れ具合に応じ
３万円又は５万円／１０a
（取組１年目）

◆荒廃が進み、重機等を用いての再生作業経費が１０万円／１０ａ以上必要な場合は、その費用の１／２を補助

土づくり、作付けをはじめよう

◆土壌改良：
堆肥投入、緑肥作物栽培　等

必要に応じ・最大２年間
２万５千円／１０a/年
（取組１年目又は２年目から開始）

◆作物を作付けする場合（水田は除く）

営農定着
２万５千円／１０a
（作付１年目）

再生農地の活用方法を見つけよう

◆加工品の試作、実証ほ場の設置・運営等

定　額

機械・施設等を整備しよう

◆水路や農道の改修、農業用機械の導入、施設の整備等

補助率１／２

問い合わせ　■岐阜県耕作放棄地対策協議会（冨岡、森井）　☎ 058-268-2527